

個人情報等の利用制限に関する考察

- 沖縄県公文書館の事例から

幸地 哲十

はじめに

- 1 現用文書の公開と利用制限
- 2 非現用文書の利用制限
- 3 利用制限の範囲
 - 3-1 個人識別による利用制限
 - 3-2 個人の秘密保護を考慮する利用制限
 - 3-2-1 個人の秘密
 - 3-2-2 個人の重大な秘密
 - 3-2-3 個人の特に重大な秘密
 - 3-3 法人又は個人の営業情報
 - 3-4 犯罪予防等情報
- 4 利用制限の例外情報
 - 4-1 法令等規定その他により公にされる例外情報
 - 4-2 利用目的等による制限解除

おわりに

- 表 個人情報等の利用制限に関する事例
- 資料 「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」(抜粋)
「沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則」(抜粋)

はじめに

沖縄県公文書館は、平成18年3月に個人情報等の秘密保持又は公益上の理由により公文書館資料の利用制限するための基準となる取扱要領を制定した。「独立行政法人国立公文書館利用規則」で公文書等の個人情報等利用制限の規定が制定され、ここ数年、会議や研修等で公文書等の利用制限に関する議論が活発になっている。公文書等の個人情報等利用制限に関する問題は多様で、方向性が示されていても現場では判断に躊躇する事例にぶつかることも多い。その理由は、一つには、公文書等を広く公開して利用させる公益性と個人の秘密を保護するために利用をどこまで制限するかのバランスをとることの難しさが、その背景にあると思われる。

本稿では、個人情報等利用制限に関して、沖縄県が平成18年7月24日に公布した「沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則」第4条の規定¹(以下「規則」という。)に従い、いくつか関連する事例を取り上げて考察する。その規定は、本稿末尾に掲げた。

十こうちてつ 沖縄県公文書館主幹、(財)沖縄県文化振興会公文書管理部資料第2課長

¹ 沖縄県公文書館資料の利用制限基準となる規定は、当初、平成18年3月27日に「沖縄県公文書館資料の利用制限に関する取扱要領」として制定されたが、平成18年7月24日に沖縄県で公布された「沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則」第4条の規定に従い、平成18年9月5日に改めて「沖縄県公文書館資料の利用制限に関する取扱要領」として改正された。

個人情報等利用制限の事例は、平成15～17年度を中心に利用制限について検討したものを上記「規則」を改めて適用して再検討してみた。これは、個人情報等の利用制限を考える一助にするため、本稿末尾に表「個人情報等の利用制限に関する事例」として付した。この表の事例は、沖縄県公文書館の統一見解としてまとめたものではなく、あくまでも筆者個人の考察した一例であることを断っておきたい。ここでは情報の類型により、何が利用制限されるのか、その制限期間及び制限理由についてはどうなのかについての手がかりとしてあげてみた。

公文書等の個人情報を利用制限する際、個人の氏名・住所・生年月日等でそれだけでは個人の秘密とならない個人識別情報の場合は、沖縄県の組織が文書作成取得年度の翌年度から30年を経過すれば利用制限を解除していくが、その中で当該個人にとって秘密であるとされる情報は、30年を経過しても利用制限を解除せず、利用制限をさらに延ばして個人の権利利益を害しないよう配慮されねばならない。一方、年数が経過して、個人の秘密情報といえども当該個人の権利利益を害しない時期が来たら、利用制限を解除していくのが公益にかなうといえよう。それでは、何を根拠に個人の秘密として利用を制限し、どの時期が利用制限を解除するときなのか問題である。そこに一石を投げようとしたのが本稿で、国立公文書館及び国内の他の公文書館の個人情報等利用制限関係の規定と事例等を参考に、「規則」をもとに考察の一端を示すものである。

1 現用文書の公開と利用制限

沖縄県の公務員がその職務を遂行する過程で作成・取得し一定期間保存する記録（以下「現用文書」という。）の開示は、「沖縄県情報公開条例」（平成13年沖縄県条例第37号）により公開される。所管課で保存管理されている現用文書は、通常は一般の利用に供されることなく、所管課の業務で行政目的を遂行するために利用される。ただし、「沖縄県情報公開条例」では、県民の知る権利を尊重し県民から県政を付託された県が県政の諸活動を県民に説明する責務を果たすことを規定し、県民の開示請求に対し開示することを定めている。基本的に、情報公開制度が法令で保証されている我が国において、県の組織が作成・收受した公文書は、公開を原則にしているとともに、現用文書であって個人に関する情報は、個人が自らコントロールする権利を実効的に保障し個人の権利利益の保護を図るために「沖縄県個人情報保護条例」（平成6年沖縄県条例第33号）が適用される。

一方で、「沖縄県情報公開条例」は、実施機関が公文書開示義務を負いつつも、公文書の開示により個人等の権利又は利益が侵害され、円滑な行政執行が損なわれてはならないため、同条例第7条により次の7項目からなる不開示情報を定めている。

すなわち、法令等の規定により公にすることができないと認められる情報、個人に関する情報で、個人を識別できるもの又は識別できなくても公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのあるもの、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの、公にすることにより、犯罪の予防・捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報で公安委員会等以外の機関が保有するもの、公にすることにより、犯罪の予防・鎮圧等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会等が認めることにつき相当の理由がある情報、県、国及び他の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討等に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの、県、国及び他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、監査、検査、試験、契約、争訟、人事管理等の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの、である。

現用文書は上記の点で公開されない情報が列記され、「沖縄県文書編集保存規程」(昭和49年、訓令第38号)により、基本的に公文書館に引き渡される最終期限の20年を経過するまでの公文書はこれに従う。現用文書としての保存期間が満了し所管課から公文書館に引き渡された後は、非現用文書となり「沖縄県情報公開条例」の適用外となって、「規則」等の規定に従うことになる。沖縄県公文書館では、個人情報等の利用制限判断基準として平成19年3月31日までは「沖縄県公文書館資料の利用制限に関する取扱要領」が適用され、平成19年4月1日からは沖縄県で公布した「規則」の規定によることになる。時限的な「沖縄県公文書館資料の利用制限に関する取扱要領」は、「規則」の規定に沿うものとして制定されているため、規定の内容はほぼ同様なものとなっている。

2 非現用文書の利用制限

現用文書が保存期間を満了し廃棄された後、公文書館に引き渡されて評価選別で保存決定されれば、歴史的価値を持つ非現用文書として新たな使命を帯びてくる。現用で非公開だった個人情報も、一定の期間を経過すれば情報の陳腐化等の理由で、利用を制限する理由が消滅し、公開する時を迎えるようになる。経過年数で利用制限が解除される個人情報等の区分及び類型については、後述する。

沖縄県公文書館における「利用に供しない公文書館資料」及び「利用に供しない公文書等」は、前者が平成19年3月31日までは平成7年8月1日に制定された「沖縄県公文書館管理規則」(平成7年沖縄県規則第50号)第6条に、後者が平成19年4月1日から施行される「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」(平成18年沖縄県条例第41号)第11条及び「規則」に根拠をおき、条文は、次の通りである。²

「沖縄県公文書館管理規則」第6条

「第6条 館長は、次に掲げる公文書館資料については、利用に供しないものとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により供することが不適当なもの
- (2) 整理又は検索資料の作成が終了していない公文書館資料
- (3) 保存上支障がある公文書館資料
- (4) 寄贈又は寄託を受けた公文書館資料で、当該文書等の寄贈又は寄託者と利用に供さない旨の特約があるもの」

「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」第11条

「公文書館において保存する公文書等は、利用に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により利用に供することが適当でないものとして規則で定める公文書等については、この限りでない。」

(「規則」は、末尾に掲載)

² 「沖縄県公文書館管理規則」は、沖縄県公文書館が平成19年4月より指定管理者制度に移行することにより、平成19年3月までの適用となる時限的なもの。平成19年4月からは、沖縄県が新たに制定した次の条例、規則、規程に従って指定管理者が施行することになる。「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」(平成18年7月24日、沖縄県条例第41号)、「沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則」(平成18年7月24日、沖縄県規則第66号)、「沖縄県公文書館公文書等管理規程」(平成18年8月30日)

利用制限される資料は、上記にある通りであるが、本稿では、個人情報等で秘密保持等を必要とする資料について利用制限の基本的考え方を論究しようと試みるものであるため、「沖縄県公文書館管理規則」第6条の(2)から(4)までの資料はここでは取り上げない。同じく、「規則」第4条の第2号及び第3号も本稿目的の対象外である。

3 利用制限の範囲

沖縄県公文書館は、個人・団体の情報で秘密保持又は公益上の理由により利用制限する範囲を、国立公文書館の利用規則に沿って、30年で線引きして、30年未経過文書を個人識別によって利用制限し、30年を経過した文書については個人の秘密（プライバシー）への侵害がどの程度あるのか、その秘密の度合いの大小によって利用制限の経過年数を設定した規定を定めている。後掲の「規則」のとおり。

個人情報利用制限の経過年数についての基本的な考え方は、原則として独立行政法人国立公文書館の利用規則にある利用制限部分を中心に他の公文書館の利用制限規定を参考にし、利用制限経過年数については、個人の秘密の程度によって当該個人の一生の生活および精神への影響、社会環境の変化等を考慮して設定する、との2点を念頭において、次のとおりとした。

情報の区分	基本的な考え方	経過年数
個人の秘密	(1) 1968年開催の第6回国際公文書館評議会（ICA）大会の勧告「閉鎖期間を定めている各国にあっては、一般的な閉鎖期間がその発生から閲覧開始までの間について30年を超えないものとし」の趣旨を踏まえ、個人識別情報であって個人の秘密とは言えない情報は利用を制限しない。 (2) 30年以上50年未満は、作成・收受した行政文書に関し、組織の中の個人に対する利害関係を消滅させ、当該文書を歴史資料として熟成させる期間。 (3) 個人の権利義務や事務事業の遂行期間が充分経過し当該個人に不利益を与えるものでないと解される期間。 (4) 社会情勢の変化等による相当の熟成期間を経ていて情報が陳腐化しているものと思われる期間。	30年以上50年未満
個人の重大な秘密	個人が社会的に生活している期間を50年以上80年未満とし、その後の公開であれば当該個人の社会生活における利益を害しないと思われる期間。	50年以上80年未満
個人の特に重大な秘密	公開すれば当該個人だけでなく、その遺族までも利益を損ねると考えられるものは80年以上の経過を必要とする。	80年以上

3-1 個人識別による利用制限

個人情報³について個人を識別できる情報が記録されていれば利用を制限することは、

³ 個人情報は、個人の内心、身体、身分その他個人に関する一切の事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。個人には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

前記の現用文書と同様、非現用文書になった公文書等も一定期間は適用される。沖縄県公文書館では、「規則」で、30年を経過していない公文書等に限って一般の利用を制限することとしている。30年を経過しないうちは、個人情報の記録があれば個人の秘密か否か、当該情報を公にすることによって当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるのか否かを問うことなく、利用制限する。法令等の規定により又は慣行として公にされている情報等、人の生命等保護のため公にすることが必要と認められる情報、または当該個人が公務員等で当該情報とその職務の遂行に係わる情報である場合は例外規定があるが、それらについては後述する。

資料公開の役割を担う公文書館の利用制限は、個人情報の保護について限定的なものになるが、現用文書として利用される間は利用の制限も合わせていく整合性が必要である。本県は、「沖縄県文書編集保存規程」で現用文書の保存管理と非現用文書の公文書館における保存管理を定めている。同規程によると、第3条及び第6条で、文書作成及び取得する所管課の保存は、最長20年までとし、その後は沖縄県公文書館に引き渡されることになっている。最長保存の第1種文書を例に挙げると、20年までは現用文書として沖縄県情報公開条例の適用を受ける。従って、同条例第7条により、個人情報は識別された時点で不開示となる。

一方、沖縄県公文書館に引き渡しされた文書で20年に満たない文書が整理され、その中の個人情報もあわせて公開された場合、仮に同一と見なされる個人情報で現用では非公開なのに非現用では公開になるといった場合、整合性のない事態が起こりうる。同一または類似の情報で公開における差異を生むことになりかねない。それでは、同じ沖縄県文書でありながら一方では不開示（非公開）、一方では公開となると、同一の文書でないにしても不適切に思える。そうすると20年までは「個人識別」される個人情報はすべて現用と同じように利用制限するがその後は公開でいいのだろうか。国立公文書館は、作成又は取得の年度の翌年度から30年を経過していない文書は、移管元機関に利用制限の権限が残されていることにもよると思われるが「個人識別型」による利用制限をしている。平成18年3月制定の「沖縄県公文書館資料の利用制限に関する取扱要領」では、個人識別情報について20年までを非公開とし20年経過後はプライバシー概念を導入した経緯があるが、公開による公益と個人情報の保護による個人の尊重のバランスでみると国内の状況から30年経過が主流であることを考慮したと思われる。平成18年7月制定の「規則」では、30年を経過しない間は「個人識別情報」として利用制限するとした。個人識別情報の30年未満の保護期間は、上記表のICAの「閉鎖期間を定めている各国にあっては、一般的な閉鎖期間がその発生から閲覧開始までの間について30年を超えないものとし」の決議による概念と 組織の中の個人に対する利害関係を消滅させ、当該文書を歴史資料として熟成させる期間 個人の権利義務や事務事業の遂行期間が充分経過し当該個人に不利益を与えるものでないと解される期間 社会情勢の変化等による相当の熟成期間を経て情報が陳腐化しているものと思われる期間との概念からきていると考える。

3-2 個人の秘密保護を考慮する利用制限

沖縄県公文書館は国立公文書館と同様に、その作成取得年度の翌年度の4月1日から起算して30年経過資料の個人情報については、公にすることによって当該個人の権利利益を不当に害するかどうかという「プライバシー概念」を導入している。⁴ 30年も経過すれば、個人情報といえども歴史資料として原則公開であって、利用制限するのは不当にプライバシーを害するものに限っていて、30年未経過資料に比してきわめて限定的となって

⁴ 「規則」第4条第4号

いる。そのために、一般の利用に供しない資料は合理的な理由があると認められるものに限定し、非公開情報を区分し情報の類型を列挙してわかりやすく明示している。

以下、個人の秘密の度合いに応じた情報の類型の利用制限について、具体的事例をあげて考えてみたい。

3-2-1 個人の秘密

個人の秘密とは、当該情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれのある情報である。これに該当する情報の類型として、学歴又は職歴、財産・所得又は経済活動、採用・選考又は任免、勤務評定又は服務があげられている。「規則」では、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある間は利用が制限されるわけで、その制限が解除されるには文書作成取得年度の翌年度の4月1日から起算して30年以上50年未満経過しなければならないと定めている。平成18年3月当初制定の「沖縄県公文書館資料の利用制限に関する取扱要領」では利用制限される年数に幅をもたせず、個人識別情報を20年、個人の秘密情報を30年、個人の重大な秘密情報を50年、個人の特に重大な秘密情報を80年と限定していた。その理由は、沖縄県公文書館の目玉ともいべき琉球政府文書に関して公開非公開の未判定文書が多く、閲覧時に判定するため迅速な閲覧サービスを行うには利用制限年数に幅をもたさないで判定できる基準がいいとの一面もあった。その後、平成18年7月に公布された「規則」第4条の規定に従い、9月に改めて制定された「沖縄県公文書館資料の利用制限に関する取扱要領」では、個々の事例に応じて判断するため経過年数に幅をもたせることになった。これについては、知られたくない個人情報の内容が多岐にわたったり一律に線引きするには多少無理な面もあろうとの考えと、国立公文書館等他館の規定を参考にしつつ尺度として耐えられるものを、という意識が働いたものと思われる。

次に、情報の類型について、本稿末に付けた表の個人情報等の利用制限に関する事例を中心に他の関係事例も踏まえて、利用制限の範囲等を考えてみたい。

学歴又は職歴

表のNo.3「援護に関する書類 市町村援護事務処理補助金に関する書類」に学歴に関する個人情報があり、特に公開を早める理由はないため個人の秘密として30年以上50年未満のうち最長期の50年未満までの利用制限とする。ただし、私人としては個人の秘密として保護する必要があるのはいうまでもないが、公人ともなると個人の秘密情報として保護するよりも公に知らせる公益性が高まるため利用制限する理由は乏しくなり、制限解除時期は早まる。学歴に限らず、私人としてではなく公人の立場に出れば、その検証資料としての個人情報は私人の場合に比して利用制限期間を短期にすることが妥当であろう。

財産、所得又は経済活動

財産、所得又は経済活動の類型は、表で多くの事例が出ている。沖縄県公文書館資料の中でも利用される頻度の高い類型である。

表のNo.12「徴税及び滞納処分に関する書類 滞納処分による引揚物件引継簿」には、税金滞納により物品を引き揚げられた(差し押さえ)人のリストがあり、滞納者名、住所の記述がある。税金滞納による物品差し押さえは、処罰というより担保としての意味合いがあり、一種の経済行為と考えられる。税金の担保は今日では通常不動産であるが、小口の担保としてテレビ、ラジオまで対象にする時代性を示して、経済事情の変遷を知る上で社会的関心を促す事例ともなり、その公開への公益性は個人の秘密度と照らしても低くない情報と言えるが、公開することにより個人の利益を害する度合いも無視できないこともあり、50年未満非公開の最長期間を適用する。

当該個人が公務員である場合は、「規則」第4条第1号ア(ウ)「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名」の規定があり、利用制限対象から除外され公開されるわけであるが、公務員の給与所得はその対象になるだろうか。それは否である。「沖縄県情報公開条例の解釈運用基準」が非現用文書に適用されないにしても「公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない」とある部分是非現用の公文書等と同一概念として認識できる。それと類似した公務員の個々人の給与所得は行政処分その他の公権力の行使に係る情報のような職務の遂行に係る情報である場合とは異なり、個人の秘密として利用が制限される。ただ、法令等の規定により又は慣行として公にされている給与所得等は公開される。

採用、選考又は任免

表のNo.4「援護に関する書類 援護関係表彰」には、援護事業功労者への厚生大臣表彰の推薦文書等が綴られていて、氏名・生年月日・職業記載の被推薦者名簿、功績調書、履歴書及び市町村長の表彰を推薦する理由を述べた内申書等がある。文書に含まれる個人情報は、個人を表彰するためのものであり、個人の利益を害する情報ではないので公開は最も早いものとなろう。従って、表彰のための内申書・履歴書等の個人情報があるが、「規則」別表の経過年数30年以上50年未満の最短期30年を適用するのが妥当と思われる。

表のNo.28「人事に関する書類 1953～1955年」には、昇給内申書、職員採用に係わる履歴書があり、個人の秘密で公にすれば当該個人の権利利益を不当に害するため、経過年数30年以上50年未満のうち最長期の50年未満まで利用制限するのが妥当であろう。

勤務評定又は服務

表のNo.14「庶務に関する書類 一般文書」は、ストライキの職員勤務取扱に関する個人情報記録されている。勤務評定又は服務に関する秘密情報であり、利用制限最長期の50年未満を適用させる。

3-2-2 個人の重大な秘密

個人の重大な秘密については、当該情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれのある重大な情報である。これに該当する情報の類型として、国籍・人種又は民族、家族・親族又は婚姻、信仰・信教又は思想、伝染性の疾病・身体の障害その他の健康状態、保護又は扶助の措置が例としてあげられる。これらの情報については、文書作成取得年度の翌年度の4月1日から起算して50年以上80年未満の間、利用が制限される。類型ごとに個人情報秘密情報の利用制限等について考えてみる。

国籍・人種又は民族

国籍・人種又は民族情報については、国籍を知られることで就職、婚姻等で当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあると思われる場合は、経過年数最長期の80年未満の利用制限となろう。

表のNo.40「外資導入に関する書類 外資導入免許関係書類」は、外資導入免許に関する文書で、免許申請書及び琉球政府行政主席による許可書には申請者の氏名、国籍等の記録がある。国籍の記録については、外国人の免許申請者で国籍を理由に権利利益を不当に害される状況は当時特になく、公にすることによって今日当該個人の権利利益が不当に害されることもないと思われる。また、申請者の当時の国籍情報は、琉球政府時代の外資導

入の状況等沖縄経済の歴史の変遷過程を知る上では必要な情報であり、個人の秘密とするより公にしていく公益が高い事例と判断し、「規則」別表の備考欄にある「当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする」を参考に、30年経過で公開とする。

家族、親族又は婚姻

表のNo.2「援護に関する書類 靖国神社合祀者名簿 沖縄県」には、沖縄戦での戦死者の家族の続柄・氏名が記載されている。家族情報は、個人の重大な秘密であり、50年以上80年未満まで非公開となる類型に相当する。ただ、戦争体験は戦争が二度と起きないようにするため、歴史の教訓として戦争被害の事実を記録に残していくことが今日では国・地方公共団体・民間とも一般に広く行われている現状なので、すでに出版物等で公開されたものは「規則」第4条第1号ア（ア）の「慣行として公にされ」に当たり、利用制限から除かれる。

上記文書には、戦死者の氏名、死亡年月日、死亡場所、本籍の他、遺族の氏名・続柄・現住所が記載されている。従って、遺族の氏名等情報を公にすれば個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、50年以上80年未満の最長期の79年を経過するまで利用は制限されると考える。

信仰、信教又は思想

思想については、琉球政府の上部機関であった琉球列島米国民政府（USCAR）労働局文書に多く見受けられる。同文書の「入域申請の許認可に関する文書」には、身辺調査書が添付され、米国の政策に反する活動をするおそれがある等の理由で入域を却下された記録が少なくない。これらの情報は、「利用制限取扱要領」別表類型の「思想」に当たり、公にすれば個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、50年以上80年未満の最長期の利用制限が適用されるのが妥当であろう。思想・政治等の目的を掲げてデモに参加した個人（公に知られた者は除く）情報及び政党所属を理由に不利益を被る記録等も個人の重大な秘密情報になる。

伝染病の疾病、身体の障害その他の健康状態

この情報の類型も事例は少なくない。この類型は、情報の内容により利用が制限されると思われるため、必要な経過年数について大方三つに分類されると考える。

一つは、健康に問題のない情報で、個人の秘密ではあっても重大なものとは言えず30年以上50年未満の最長期の経過年数49年経過で公開可とするものである。健康診断書で「異常なし」と医師が判断した情報がそれに当たり、その事例として、表のNo.22「衛生に関する書類 営業許可申請書関係」とNo.35「研修に関する書類 日本政府対琉球技術援助関係」がある。

二つは、身体外部への一時的な障害であって、短期間で治癒するものと思われる情報である。個人の重大な秘密と言えるが身体外部に限り、50年以上80年未満の最短期の経過年数50年以上経過で公開可とするものである。その事例として、表のNo.27「給与に関する書類 給与職階総合調整」がある。勤労中における受傷者の氏名等とともに受傷情報として足打撲、頭部軽打撲傷、肋骨打撲骨折、手掌擦過傷等の事故等外部的要因により生じた一定期間で治癒すると思われる身体部分への傷害が記録されている。身体外部への傷害で短期間のうちに治癒する場合は、長期に継続する傷害及び疾病とは区別し、個人の重大な秘密情報の経過年数のうち最短期の50年以上経過を適用させるものである。

三つは、長期にわたって継続する恒常的な傷害及び伝染性の疾病で、個人の重大な秘密

に該当し、最長期の80年未満利用制限を適用させる。当該個人が社会的に生活している期間を50年以上80年未満と考えれば79年を経過すれば社会生活から引退して公開しても当該個人の社会生活における利益を害しないと思われる。事例として、表のNo.6「援護に関する書類 補助金に関する書類 更生医療・療養給付・補装具支給」、No.21「船員に関する書類 船員手帳」、No.23「文書管理に関する書類 公信来翰綴」がある。表のNo.6には、更生医療受給申請者の本籍地・氏名等とともに病名、負傷・疾病の原因等が記録されている。病名は、砲弾破片創による脛骨骨髓炎、肘部貫通による創傷、顔面左手全火傷、右症候性坐骨神経痛、肺結核等であり、長期にわたって継続する傷害で個人の重大な秘密に当たる。表のNo.21には、船員手帳に健康診断書が添付されていて、一部に視覚に関する恒常的な障害、数値が記録された情報があり、個人の重大な秘密に当たる。表のNo.23には、当該者の廃疾年金支給に当たり、廃疾の程度について添付された診断書には、肺結核、難聴、気管支炎、ヘルニア、肝硬変等が記録され、伝染性の疾病及び長期にわたる治療を必要とし他人に知られたくないと思われる疾病名が見受けられるため、個人の秘密度の高い区分となり、最長期の80年未満を適用させるのが妥当であろう。

保護又は扶助の措置

表のNo.18「社会福祉事業に関する書類 保育所に関する書類」には、保育所に入所する児童の家族の住居状況・家賃・総収入の記録の他、琉球政府による生活保護法による被保護者であることの証明書、費用負担能力調書が綴られている。措置申請書には、児童の保護者及び家族全員の氏名・生年月日・本籍・住所・心身の状況等の記録がある。これは「規則」別表の類型「家族、親族又は婚姻」であるとともに「保護又は扶助の措置」に当たり、50年以上80年未満の経過年数になるが、個人の重大な秘密で公になれば当該個人の権利利益を不当に害するおそれとなることは間違いなしと思われる。従って、利用制限を解除する経過年数として最長期の80年を適用させ、79年間利用を制限する。

3-2-3 個人の特に重大な秘密

個人の特に重大な秘密については、当該情報を公にすることにより当該個人のみならずその遺族の権利利益までも不当に害するおそれのある情報である。これに該当する情報の類型として、門地、遺伝性の疾病・精神の障害その他の健康状態、犯罪歴又は補導歴、事件又は人権侵害の被害があげられる。これらの情報については、文書作成取得年度の翌年度の4月1日から起算して80年以上、利用が制限される。

以下、情報の類型別に利用制限経過年数等を考える。

門地

門地に関する事例は、沖縄県公文書館資料の公開判定では今のところ確認されていない。基本的には、沖縄県内出身者には門地による差別はないため、単に住所同様の本籍地または出身地の情報のみならず個人識別情報の範囲でいいと考える。しかし、沖縄県外出身者については、門地が公にされることによって個人の権利利益を不当に害するおそれがあることも考えられ、特に重大な秘密とし80年以上の利用制限とするのが妥当であろう。

なお、戸籍情報（謄本、抄本含む）については、個人の特に重大な秘密であり、公にすることによって当該個人のみならずその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあり、80年以上の利用制限になる。

遺伝性の疾病・精神の障害その他の健康状態

個人の戸籍、病歴、診断書等が含まれている精神衛生に関する書類が琉球政府文書にあ

るが、個人の特に重大な秘密であり、当該個人のみならず、その遺族の権利利益を不当に害するおそれがあり、80年以上利用制限する。

犯罪歴又は補導歴

表のNo.34「官紀及び服務に関する書類 雑書」には、「職員の訓告について」の文書があり、行政上の秩序罰に相当する情報が含まれている。これは刑罰といえるものではなく職員の職務上の義務違反で罰されたものである。これについては、職員の公務員としての職務上の処分として捉えるのではなく、個人の身分上の処分として捉えていく考え方に基づき、個人の特に重大な秘密として80年以上利用制限をするのが妥当であろう。

表のNo.38「研修に関する書類 日本政府对琉球技術援助関係」は、琉球政府職員の研修に関する文書であるが、日本政府負担による研修生として候補に上げられている職員が、公務執行妨害罪で公訴提起されているため、行政主席あて伺いが出され、公判の開廷に支障があるとの理由で派遣取りやめとなったもの。当該情報もまた、公務員としての公務の遂行に係わる情報ではなく、公務以外のことで公訴提起されたものであり、個人の特に重大な秘密に当たるものと考えられる。従って、80年以上の利用制限をするのが妥当であろう。期限のないまま永久に非公開とするのではないが、公開して広く一般に知る権利を与える公益性と個人の秘密保護のバランスを考慮し、公開するかどうかは当該情報が記録された当時の状況、周辺の社会状況等を再度吟味し当該者及びその遺族に影響がないか総合的に勘案して慎重に検討する必要があるだろう。

事件又は人権侵害の被害

生命、財産及び名誉の基本的な人権尊重のため、事件等の被害者の秘密は当該個人のみならずその遺族の権利利益まで不当に害するおそれのあることが想定されるので、80年以上最大限の利用制限をする必要があると考える。

琉球政府文書には「陸軍兵籍簿」「現認証明書」等があり、沖縄戦で死亡した個人及び家族の記録がある。沖縄戦の記録は、住民側から当事者及び関係者により文字及び絵等の媒体で、米国側から文字、写真、映像フィルム等の媒体で残され、今日広く一般に利用されている。戦争の被害者である当事者が記録して公表することと異なり、公で記録されている個人情報には当該者個人にとって特に重大な秘密に当たり、80年以上利用制限されよう。個人情報を除く戦争被害の情報そのものについては、公にすることで戦争の真実が明らかになり次世代のためにも公益性が高い。その一面も踏まえて考えると、上記の「陸軍兵籍簿」「現認証明書」で特に遺族の権利利益を不当に害するものでなければ経過年数最短期を適用させ、80年経過をもって利用制限を解除するのが妥当ではないかと考える。80年を経過すれば当該個人の遺族も社会において直接当該情報によって不当に権利利益を害されるおそれが減少する年数といえるのではないかとと思われるからである。

3-3 法人又は個人の営業情報

法人とは、株式会社などの商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、独立行政法人、特殊法人、認可法人、外国法人その他法人格を有する団体とした沖縄県情報公開条例にいう概念で、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等で法人格はないが、代表者、規約等が定められているその他の団体も含む。法人その他の団体に関する情報は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。「規則」第4条第1号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」における「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指す。

「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とは、例えば当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が後者より上回る場合には、当該情報の利用制限を解除しなければならないとするものである。

「規則」では、任意提供情報（実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの）については、その内容に即して実質的に利用制限の有無が判断されるべきであるとの観点から、独立の適用除外事項を設けていない。

表のNo.13「金融に関する書類 検査メモ」は、銀行の資金貸借に関する法人Aへの疑いを記録した文書。公にすれば当該法人の権利を害するおそれがあると規定した「規則」第4条第4号イに該当する。この規定は、当該法人等又は当該個人の営業秘密保護のための経過年数を80年未満と限定している。個人の最長期秘密保護経過年数が80年以上と限定しない規定に比べると、法人等情報については、社会的責任を負った立場から公開する公益性が高まる点を考慮されたものと考えられる。

当該情報は、法人Aが当該地の市議会の議決を得て、民政府から許可され、埋め立て工事を行い、近くの原野（市・私有地あり）からの土砂採取を認められ、工事完了後は埋め立てのすべての土地を同社の所有となし売却できるとし、かつ同原野の1/2を無償譲渡するというもので、公の機関との約束が交わされた内容を有している。このことから、当該情報は公の機関との約束を示す事業に関連したもので、公開によって一般に知られるに値する公益性の高い情報であると思われる。一方、当該法人の経済活動における疑義を指摘した情報は、社会的責任を負った立場の法人の資金貸借疑義の秘密を、一定期間保護することは必要であるが、これを経過すれば公開することが公益に適うと言える。

資金貸借に関する疑義は、個人であれば経済活動より高い秘密情報で、犯罪情報ではないが重大な秘密の範囲内に入れてもいいと考える。しかし、法人は、法人の利益以外に社会に与える影響が大きいので個人のそれよりきわめてその保護の程度は限られてくる。公益法人にとってこうした疑義は、経済活動の中で発生したことで社会的責任を考慮して経済活動の範囲に収めていいと思われる。当該情報は、他社に知られては営業面で損失を被るような法人独自の開発による特別な営業秘密という内容ではなく、公の機関との約束に関するものである。

相当な経過年数を設定するに当たり、公益性と権利保護のバランスを考え、50年も経過すれば、当該法人の経済活動は社会情勢の変動とともに当時の状況とは大きく異なり、当時の主たる当該法人関係者も当該法人から引退している年代と考えられ、当該情報を公にしても当該法人の権利を害するおそれは相当に減少していると思われる。従って、50年を経過したときをもって、利用制限は解除され则认为する。

表のNo.33「法令及び例規に関する書類 不正競争防止法関係」には、公にすることにより法人の権利が害される期間はどこまでかについて考える二つの事例がある。

一つは、抗生物質製剤の特許を保有する米国及び独国会社から販売を許諾されたという日本の製薬会社3社が、日本以外の製薬会社の琉球における輸出販売行為は違法と訴え、琉球政府通商産業局長に事実確認を求めた文書。不正競争防止法第2条に抵触するか否かの照会であり、それぞれの会社名、所在地、代表者名が記載されている。ここでは、「規則」第4条第4号イ（ア）の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれがあるもの」に照らしてどうかということになる。法人は社会との関わりで

公益性が大きく、その秘密保護は限定的となる。「規則」では法人情報の利用制限年数は80年までとなっているが、当該情報は疑義照会であり犯罪と言える程特に重大なものではないが、当該法人にとっては重大な秘密と思われるので、50年以上80年未満の経過年数を適用させる。個人の秘密なら80年未満のうち最長期経過が必要となるが、法人は個人より社会的責任度が高いので公開の経過年数は個人より短くなると思う。従って、当該期間の最短期を参考に50年経過で利用制限を解除するのが妥当であろう。

二つ目は、泡盛の商標登録の問題である。1966年、九州琉球の物産展が横浜で開催された際、他県の酒造会社から「琉球泡盛」「琉球特産」という文字で表示された「泡盛」商標での展示販売があった。琉球政府物産観光課は、前記の「泡盛」が販売されると琉球産「泡盛」の今後の売れ行きに重大な影響を及ぼすことを憂慮し、このような事例を法的に規制する「不正競争防止法」を根拠に、他県物産幹旋所を通じて某社に展示・販売を中止するよう申し入れた。某社は沖縄県の考えを一部受け入れ、展示・販売を差し控え、その後の措置は製造元の理事会で検討すると答えた。琉球政府通商産業局長は「琉球に商標等の登録機関がなく、登録制度も実施されていないが、不正競争防止法によって琉球地域内に広く知られている他人の商標等は保護されるようになっている」との米国の弁護士の助言も得て強気であった。不正競争を防止する根拠としては、「不正競争防止法」第1条の第3号「商品若は其の広告に若は知り得べき方法をもって、取引上の書類若は通信に虚偽の原産地の表示をなし、又はこれを表示したる商品を販売、拡布若は輸出して原産地の誤認を生じせむる行為」をあげている。

当該情報のあった時から50年経過すれば、当時の経営関係者は経営現場から引退している年代であり、その権利を害されるおそれは減少していると考えられるので利用制限は解除されると思われる。

3-4 犯罪予防等情報

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、その維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる公文書等については、当該情報部分を利用制限するというものである。

「規則」第4条第1号ウの「犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」、同第4号ウの「犯罪の予防、犯罪の捜査が不当に害されるおそれ」及び「その他の公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれ」の情報であると認められれば、一般の利用が制限される。犯罪の発生を未然に防止するための情報、捜査機関が公訴の提起等のため犯人及び証拠を発見・収集・保全するための情報、公共の秩序の維持に対し支障が生ずるおそれがある情報は、利用を制限される。この場合、30年経過情報は、犯罪の予防及び犯罪の捜査等が不当に害されるおそれに関して、30年未経過情報よりも一層明白で不当の度合いが高くなり、利用制限する上で慎重度が増してくる。

4 利用制限の例外情報

個人情報及び法人等情報で、当該情報を公にすることにより、当該個人及び当該法人等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、たとえ30年以上経過した歴史資料としての公文書等といえども、一般の利用を制限する規定に基づき、利用制限されるいくつかの事例をこれまでみてきた。次に、個人情報等で利用制限されないことがある例外的な情報についてみておきたい。「規則」第4条第1号アの規定によると、(ア)法令規定等による情報、(イ)人の健康・生活・財産の保護のための情報及び(ウ)公務員で職務の遂行に係る情報である場合は、利用制限されない。

個人情報等が利用者本人の情報である場合、現用文書においては、基本的人権の保障及

び個人の尊重の基本理念のもとに、自己情報コントロール権を制度的に保障した「沖縄県個人情報保護条例」により、当該個人情報等は本人及び遺族に原則として開示される。しかし、公文書館の資料については、「沖縄県個人情報保護条例」第32条で「図書館、博物館その他の県の施設又は機関において一般の利用に供することを目的として保有されている図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない」とあり、自己情報開示請求権の対象外になる。公文書館にあっては、個人情報等が本人の情報であるからといって無条件に利用されることにはならないので、当該個人情報等の利用に際しては、「特別利用申請」等の公文書館の利用規定等による利用条件により個別に判断されることになると思われる。

また、個人情報等の統計的な学術利用の場合は、例外的に利用制限されないことがある。

4-1 法令等規定その他により公にされる例外情報

法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人情報識別情報であっても、法令又は慣行として公にされている情報については、あえて利用制限情報として保護する必要性に乏しいことから、30年経過の個人情報についても当該情報は、利用制限対象から除外される。

一つの例として『沖縄県職員録』の件がある。『沖縄県職員録』は、平成7年度以降は沖縄県職員の職名・氏名のみの記載になっているが、平成6年度までは職名・氏名のほかに住所・電話番号まで記載されている。平成7年度以降の職員録で住所・電話番号が除かれたのは、これらの個人情報の公開により個人の権利利益を害されることが多くなったことが一つの理由と思われる。このことに鑑み、公務員といえども個人の権利利益を害するおそれがある個人情報は保護される必要がある。

上記職員録に関して言えば、公の機関としての図書館が平成6年度までの『沖縄県職員録』の当該情報について一般の閲覧に供している事実がある。これはこの規定にいう「慣行として公にされ」に当たると考えられる。従って、当館としては、図書館と同様の範囲内（閲覧のみで複写は制限）で、公開の措置をとることになる。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

公にすることにより害するおそれのある個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るときは、当該個人情報を公にすることが必要かつ正当と認められると定めたものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される可能性が高い場合も含まれる。

公務員等で、当該情報がその職務の遂行に係る情報

公務員等とは、国家公務員及び独立行政法人等並びに地方公務員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、本規定は適用される。

公務員等の職務の遂行に係る情報とは、公務員がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係わる情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、利用が制限される。なお、上記情報には、当該公務員の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。公務として

の諸活動を説明する責任が全うされるようにする観点から、公務員の氏名及び職名並びに職務遂行の内容については、利用を制限する個人情報から除外される。ただし、公務員の氏名について、公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものと警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある公務員の氏名については個人情報として保護することになる。

公務員等の職務の遂行に係る情報については、例えば表のNo.34にある公務員の職務の遂行義務違反による懲戒処分の個人情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、公にされる情報の対象にはならない。これについては、当該職員の身分上の問題として捉えられるものであり、当該情報等を公開する法令等の規定がない限り、利用は制限される。公務員法違反行為に対する行政処分は行政罰として犯罪歴の類型に相当し、個人の特に重大な秘密になると考える。

近年、自治体では、教員の体罰、セクハラ、公務員の飲酒運転等、個人の尊厳を傷つける行為の情報を明らかにする流れがあるが、公文書等で公にされない情報として作成收受された個人情報は「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」までには至っていない間は、一般の利用は制限される。

4-2 利用目的等による制限解除

ある特定の権利利害関係等の理由で特定される当該個人に不利益を与える場合、個人の権利利益保護のため一般的利用が制限されるのはこれまでみてきたとおりである。それに比べ、個人を特定して情報収集するのではなく、当該情報の統計上の数値調査又は傾向性をつかむための利用については、直接個人を対象にしないということが明白であれば、利用されることによる公益性を考えて、個人情報の利用制限を緩和しても個人に不利益を与えないと考えられる面がある。このように、個人情報の利用について、その利用する目的が個人的・一般的な利用なのか、あるいは公益性を目的にした統計的・学術的利用なのかによって、個人情報の利用が制限されるか、あるいはその利用が解除されるかが判断されることになる。

ただ、当該個人情報の利用目的が個人的・一般的な利用なのか、統計的・学術的利用なのかの判別が困難である場合もある。神奈川県立公文書館では、個人情報の学術的利用は一般的利用に比して利用制限の緩和が図られることがあるが、その区分は難しいとし社会環境の変化をみて随時対応することとし、制限年数については他のすべての個人情報と同様には特に設定していないという。なお、個人等情報の統計的な学術利用の場合で利用制限を例外的に解除する場合においては、当該利用者が公に認められ、かつ公文書館の指示する一定条件の遵守が確認できる信頼に足る客観的証明があるときに限るべきだろう。

おわりに

以上、沖縄県公文書館の事例に検討を加えつつ、個人及び法人等の情報を利用制限するに当たって、何をどのような物差しでどの年数まで制限するのか、それはなぜなのかという素朴な疑問をもって考察をしてきた。沖縄県公文書館の事例でさえも多種多様な個人情報等があり、他館の事例も視野に入れて普遍的なものをめざすとなれば今後ますます考察を深めていく領域であると思われる。本稿が、公文書館のこれからの個人情報等の利用制限に関する研究の一つの参考になれば、執筆の目的を果たしたことになる。

個人情報等の利用制限に関する事例

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み（当該 部分）	主な類型 （制限年数）	理 由
1	庶務に関する書類 看護日誌 1970年1月～6月	非公開	疾病（80年未 満非公開）2 051年4月1日 （以下、月日は 略する）公開	個人の病歴が特定される情報が記載されている。 当該情報部分については、平成18年7月24日に公 布された「沖縄県公文書館管理規則の一部を改正す る規則」第4条（以下、「規則」）関係の別表「経過 年数」の「50年以上80年未満」に当たり、その最 長期を適用させ80年未満まで利用を制限する。従っ て、公開されるのは2051年4月1日となる。
2	援護に関する書類 靖国神社合祀者名簿 沖縄県 海軍1223 柱 整理番号0001～122 3号 1950年10月	非公開	家族（80年未 満、非公開）2 031年公開	戦死者（沖縄県での海軍1223柱）の家族の続柄・ 氏名が記載されている。家族情報は、個人の重大な 秘密であり、50年以上80年未満まで非公開となる 類型に相当する。 この名簿には、戦死者の氏名、死亡年月日、死亡 場所、本籍の他、遺族の氏名・続柄・現住所が記載 されている。本県では、個人の氏名について「平和 の礎」への刻銘もあるので、戦死者の氏名のみであ れば上記の「慣行として公にされ」に当たり公開さ れていいと考えるが、家族情報は個人の重大な秘密 に当たり、80年未満の最長期が適用され利用制限 される。
3	援護に関する書類 市町村援護事務処理 補助金に関する書類 1963年下半年 南部 1963年	非公開	学歴（50年未 満非公開）201 4年公開	個人の給与、学歴が記載されているため、個人の 秘密に当たり、30年以上50年未満のうち最長期の5 0年未満まで非公開とする。
4	援護に関する書類 援護関係表彰 1965年6月	公開	選考（30年経 過後）1996年 公開	琉球政府主席から那覇日本政府南方連絡事務所あ て援護事業功労者についての厚生大臣表彰の推薦文 書及び同大臣からの表彰通知文関係書類が綴られて いる。文書には、被推薦者名簿、同者の氏名・生年 月日・職業・援護事業に携わった年数・遺家族援護 法に関する処遇問題の解決についての功績内容等を 記した功績調書、履歴書及び市町村長の表彰を推薦 する理由を述べた内申書等がある。文書に含まれる 個人情報、個人を表彰するためのものであり、個人 の利益を害する情報ではない。 従って、表彰のための内申書・履歴書等の個人情 報があるが、「規則」別表の「選考」の経過年数30 年以上50年未満の最短期30年の経過年数を適用す る。当該文書は、すでにその年数を経過しているた め、公開する。
5	援護に関する書類 諸団体に対する補助 金交付に関する書類 1954年6月	公開	所得（50年未 満非公開）200 5年公開	個人の給与、学歴が記載され個人の秘密に当たり、 30年以上50年未満の経過を経て公開される。文書 作成年度の翌年度から50年を経過した2005年で公 開する。
6	援護に関する書類 補助金に関する書類 更生医療・療養給付・ 補装具支給 1956年7月 - 1957 年6月	非公開	疾病（80年未 満非公開） 2037-2038年公 開	公務上の負傷若しくは疾病又は死亡した軍人軍属 者又はこれらの者の遺族を援護することを目的にし た「戦傷病者戦没者遺族等援護法及び未帰還者留守 家族援護法」の規定により更生医療受給を申請す る者に日本本土の病院等での医療療養に要する渡航費 （渡航準備費、二等船車賃、宿泊料）を支給するた めの琉球政府の指令交付文書で、申請者が琉球政府 行政主席に申請する「更生医療受給に要する渡航費 その他諸費支給申請書」には、申請者の本籍地・現 住所・氏名・生年月日・日本軍としての役種（現役、 予備校等）、兵種（歩兵、主計兵等）、階級（陸軍二 等兵、海軍水兵長等）、病名、負傷・疾病の原因及 び年月日、更生医療を受けようとする理由、入院し ようとする病院の所在地及び病院名が記載されてい る。病名は、砲弾破片創による脛骨髄炎、肘部貫 通による創傷、顔面左手全火焼、右症候性坐骨神経 痛、肺結核等である。 傷病情報は、個人の重大な秘密で、非公開を解除 する経過年数としての50年以上80年未満のうち最 長期を適用させる。

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み(当該 部分)	主な類型 (制限年数)	理 由
7	海外移住に関する書類 海外移住証明願 1959年6月	非公開	家族(50年経過まで非公開) 2010年公開	文書は、海外移住者の氏名・本籍・現住所・生年月日等の他、ブラジル・ボリビア・ペルー等への琉球政府計画移民、呼寄せ移民、雇用契約の種別を記した海外移住証明書伺である。家族情報の記録があり、個人の重大な秘密として利用制限解除のための経過年数は50年以上80年未満となる。海外移住者の家族の氏名等について、市町村史誌等による公開が行われている現状もあり、海外移住をテーマとする学術研究、社会的関心の高さも考慮し、利用制限する経過年数は、最短期の50年経過を適用するのが妥当といえる。
8	医療に関する書類 在宅治療委託 後保護指導業務 患者収容業務委託に関する書類 1971年6月	非公開	疾病(80年未満非公開) 2052年公開	個人の病歴(名)のわかる情報があるため、公開する公益性は低く、個人の秘密度の高い情報であるため、非公開を解除する経過年数としての50年以上80年未満のうちから最長期の80年未満までの間、非公開とする。
9	渉外に関する書類 慰霊祭に関する資料 1970年 1968/5 ~ 1970/7	公開	保護する個人情報なし	国会議員等の参列者名あり。公人であり、また公職での参列のため、個人情報として保護されない。
10	講和発効前損失補償に関する書類 現金出納簿 講和前補償金 総括(1963年) 1967/2/6 ~ 1969/3/18	公開	保護する個人情報なし	市町村の財産に関する記録であり、個人情報なし
11	講和発効前損失補償に関する書類 講和発効前補償金支払済 現金領収証 那覇市 185-08 土地使用料 1968年2月 - 4月	非公開	戸籍(80年以上非公開)	補償金受取人の戸籍謄本が多く含まれる。戸籍謄本については、個人の特に重大な秘密に区分される情報として、公開に要する経過年数を80年以上に設定している。従って、作成年度以後の年度から80年を経過した2049年以後も非公開とする。なお、公開年は当該者の死亡が明らかになった時点になる。
12	徴税及び滞納処分に関する書類 滞納処分による引揚物件引継簿 1966年6月	非公開	財産、所得、経済活動(50年未満非公開) 2017年公開	税金滞納により物品を引き揚げられた(差し押さえ)人のリストである。リストには、引揚物件名、数量、滞納者名、住所、摘要の項目がある。引揚物件名は、テレビ・ラジオ・冷蔵庫等電化製品及び自動車等で、税金完納による本人への物件返還及び売却されたケース等が記載されている。 税金滞納による本件の物品差し押さえは、処罰ではなく、担保として取り扱われており、一種の経済行為と考えられる。従って、経過年数は、30年以上50年未満に該当する。税金の担保は今日では通常不動産であるが、小口の担保としてテレビ、ラジオまで対象にしている。経済事情の変遷を知る上で社会的関心を促す事例ともなり、その公開への公益性は個人の秘密度と照らしても低くない情報と言えるが、公開することにより個人の利益を害するところを考慮する。これにより、最長50年未満までを経過年数として個人情報保護措置を講じ、2017年4月をもって公開とする。
13	金融に関する書類 検査メモ 三和相互銀行 1962年12月1日から1963年5月30日 1962年12月 - 1963年5月	法人情報 非公開 個人情報 (財産) 非公開	法人の情報(50年未満非公開) 2013年 - 2014年公開 個人の財産(50年未満非公開) 2013年 - 2014年	当該情報には、銀行の貸し付けに当たって、法人Aの担保物件偽装評価の注意を促す記述等、疑問点を綴った記録がある。また、別に債務者別残高明細リスト等の個人情報がある。 当該情報は、法人Aが当該地の市議会の議決を得て、民政府から許可され、埋め立て工事を行い、近くの原野(市・私有地あり)からの土砂採取を認められ、工事完了後は埋め立てのすべての土地を同社

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み（当該 部分）	主な類型 （制限年数）	理 由
			公開	<p>の所有となし売却できるとし、かつ同原野の1/2を無償譲渡するというもので、公の機関との約束が交わされた内容を有している。このことから、当該情報は公の機関との約束を示す事業に関連したもので、公開によって一般に知られるに値する公益性の高い情報であると思われる。一方、当該法人の経済活動における疑義を指摘した情報は、社会的責任を負った立場の法人の資金貸借疑義の秘密を、一定期間保護することは必要であるが、これを経過すれば公開することが公益に適うと言える。法人にとってこうした疑義は、経済活動の中で発生したことで社会的責任を考慮して経済活動の範囲に収めていいと思われる。当該情報は、他社に知られては営業面で損失を被るような法人独自の開発による特別な営業秘密という内容ではなく、公の機関との約束に関するものである。</p> <p>相当な経過年数を設定するに当たり、公益性と権利保護のバランスを考え、50年も経過すれば、当該情報は社会の話題から遠ざかり、法人としての経済活動は社会情勢の変動とともに当時の状況とは大きく異なり、当時の主たる当該法人関係者は当該法人から引退している年代であり、当該法人の権利を害するおそれは相当に減少していると思われる。従って、50年を経過したときをもって、公開することによっていいと考える。</p> <p>債務者別残高明細リスト等の個人情報については、「財産、所得、経済活動」の範囲内と考えられる。従って、30年以上50年未満の経過年数とし、個人情報を最大限保護する趣旨から最長期50年未満を非公開として設定する。</p>
14	庶務に関する書類 一般文書 1970年1月 - 12月	非公開	所得、勤務評定又は服務（50年未満非公開）2021年に公開	定期昇給者名簿、4月17日時限スト及び23日全日ストの職員勤務取扱に関する個人情報記録あり。「勤務評定又は服務」に相当する個人の秘密情報であり、保護最長期の50年未満までを非公開とする。
15	漁業に関する書類 鮮魚卸売市場関係 1963年1月 - 3月	非公開	経済活動（50年未満非公開）2014年公開	鮮魚卸売市場開設許可申請書に添付されている身分証明書に氏名・本籍・住所・生年月日の他、破産及び禁治産者の宣告なし情報あり。本籍について、沖縄県内の出身者には本籍によって利益を損ねるといった社会的慣習はないが、日本国内で沖縄県外の出身者には地域によって利益を損ねる場合が考えられるため、沖縄県内出身者の場合は30年以上50年未満の最長期50年未満を非公開とし、沖縄県外出身者の場合は80年以上非公開とする。 当該情報は、沖縄県内出身者の経済活動に関する個人情報で、最長期50年未満の非公開とする。
16	政府有財産に関する書類 財産台帳 1971年	非公開	財産（50年未満非公開）2022年公開	大部分、土地所有者の住所、氏名、賃貸土地の数量の記載がある情報である。当該情報は、沖縄県内出身者の経済活動に関する個人情報で、最長期50年未満までの非公開とする。建物記載については、南部営林署所有でその評価額は公開される。
17	児童福祉に関する書類 児童福祉に関する書類 1969年6月	非公開	疾病（80年未満非公開）2050年公開	心臓疾患児童に対する育成医療給付申請書等の綴りで家族構成、所得状況、健康診断書等が記載された書類が多い。個人の重大な秘密で保護する必要度の高い情報であるため、非公開を解除する経過年数としての50年以上80年未満のうちから最長期を適用させる。
18	社会福祉事業に関する書類 保育所に関する書類 1967年6月	非公開	家族、疾病、保護（80年未満非公開）2048年公開	保育所に入所する児童に関する文書で、児童に関する出生歴・既往症、家庭の住居状況・家賃・総収入を記録した文書の他、琉球政府による生活保護法による非保護者証明、費用負担能力調査の文書が綴られている。入所児童の変動届出書には児童の氏名・生年月日・住所が記録されている程度だが、児童票には児童の胎生歴、出生歴、栄養法、既往症歴が記載され、住居状況・家賃・家庭の総収入まで記録あり。措置申請書には、児童の保護者及び家族全員の氏名・生年月日・本籍・住所・心身の状況等の記録

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み（当該 部分）	主な類型 （制限年数）	理 由
				あり。また、琉球政府福祉事務所長による生活保護法による被保護者であることの証明書あり。また、費用負担能力調書の他に住民票の写しが綴られている。 これは、明らかに「規則」別表の類型「保護又は扶助の措置」に当たり、個人の重大な秘密で50年以上80年未満のうちに公になれば当該個人の権利利益を不当に害するおそれとなることは間違いのないと思われる。従って、非公開を解除する経過年数として最長期の80年を適用させ、79年間利用を制限する。
19	海外移住に関する書類 ボリビア呼寄者名簿 1960年6月	非公開	家族（50年以上経過後、公開）2011年公開	海外移住者の本人・家族の氏名、住所、生年月日が記載されている。「規則」別表の「経過年数」の最短期50年経過を適用。
20	観光に関する書類 社団法人観光連盟協会に関する書類 雑書1969-1970年度 1968年6月	非公開	戸籍（80年以上、非公開）2049年以後も非公開。	個人の戸籍抄本が添付されているため、80年以上、非公開。記載者すべての死亡後は公開する。
21	船員に関する書類 船員手帳 失効 40冊 1953年7月 - 1963年12月	非公開	健康状態（80年未満非公開）2034 - 2044年公開	船員手帳に健康診断書が添付されている。健康状態についての記載がある手帳12冊を非公開にした。一部に視覚に関する恒常的な障害、数値が記録された情報があり、個人の重大な秘密に当たり、公開されると権利利益を害する。従って、非公開を解除する経過年数としての50年以上80年未満のうちから最長期の80年未満非公開とする。
22	衛生に関する書類 営業許可申請書関係 1966年	非公開	健康状態「異常なし」の健康診断書（50年未満非公開）2017年公開 証明写真（生存中、非公開）	映画館・演劇場・サーカス等の興行場営業許可についての調査復命書に添付された健康診断書あり。同復命書には、興行場営業許可申請者の本籍、住所、氏名、生年月日が記載されている。本籍及び生年月日は50年未満の利用制限とし、住所及び氏名は30年を経過すれば公開していい情報。健康診断書については、「異常なし」の情報で身体に関する数値データのないものは、30年以上50年未満の個人の秘密度の低い区分で最長期を適用させ、50年目からの公開とする。健康診断書で証明写真の貼付されたものは、肖像権があり、生存期間中、非公開とする。
23	文書管理に関する書類 公信来翰綴 01 昭和29年06月～昭和34年03月 那覇日本政府南方連絡事務所 1954～1959年	非公開	疾病（80年未満非公開）2035年～2040年公開	健康診断書あり。当該者の廃疾年金支給に当たり、廃疾の程度について診断書を添付し意見を伺うために作成された南方連絡事務局からの共済組合理事長あて依頼文書。診断書には、肺結核、難聴、気管支炎、ヘルニア、肝硬変等、他人に知られたくないと思われる疾病名が記録されている。この場合、非公開を解除する経過年数としての50年以上80年未満の中で個人の秘密度の高い区分となり、最長期の80年未満を適用させる。
24	会計検査に関する書類 糸満町糸洲客土工事 工事設計書 1969年6月	非公開	財産（50年未満非公開）2020年公開	土地所有者の氏名・住所があり、30年以上50年未満の間で最長期の50年未満を適用させ、個人の秘密を保護する。
25	開拓移住に関する書類 開拓用地売渡し関係 大保 1972年6月	非公開	財産（50年未満非公開）2023年公開	土地売買に関する書類で、30年以上50年未満の間で最長期を適用させ、個人の秘密を保護する。

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み(当該 部分)	主な類型 (制限年数)	理 由
26	土地の調査測量に関する書類 裁判所関係 1960年6月	非公開	経済活動(50年未満非公開) 2011年公開	建物収去土地明渡請求について測量者を土地評価鑑定人にする推薦方囑託書、土地所有権確認等請求事件で依頼された地籍図原本写あり。経済活動で、30年以上50年未満の経過年数のうち最長期間を適用させて、2011年の公開とする。
27	給与に関する書類 給与職階総合調整 1966年4月	非公開	身体の障害 (50年経過後公開) 2017年公開	勤労中における受傷者の受傷災害年月日、氏名、受傷の部位、受傷の程度(治療日数、治療費)の記載あり。この情報は足打撲、頭部軽打撲傷、肋骨打撲骨折、手掌擦過傷等の事故等外部的要因により生じた一定期間で治癒すると思われる身体部分への傷害である。 身体外部への傷害で長く治癒を要しない場合は、継続する恒常的な傷害及び疾病とは区別し、個人の重大な秘密の中でも秘密度は低い方と考える。従って、50年以上80年未満の最短期の50年経過をもって公開とする。
28	人事に関する書類 1953～1955年 1953年10月～1955年11月	公開	採用(50年未満非公開) 2004年～2006年公開	昇給内申書(多数)、履歴書(職員採用)。個人の秘密の区分で秘密度の高い情報であるため、非公開を解除する経過年数としての30年以上50年未満のうち最長期50年未満を非公開とする。
29	立法に関する書類 法律問題についての意見の陳述及び勧告 経済局農林局2-2 1965年6月	非公開	身分証明、財産 (50年未満非公開) 2016年公開	身分証明書、財産証明書あり。個人の秘密の区分で秘密度の高い情報であるため、非公開を解除する経過年数としての30年以上50年未満のうち最長期の50年未満を非公開とする。
30	立法に関する書類 法律問題についての意見の陳述及び勧告 疑義照会 1965年6月	非公開	経済活動 (50年未満非公開) 2016年公開	大正14年設立の(株)沖縄興業銀行の1963年株主総会における同行役員人事を含む決議を無効とする判決文で、原告・被告名が明記されている。これは、法人の経済活動における争議であるが、公にすれば当該個人の権利利益を害するおそれがあり、経過年数50年未満を利用制限期間とするのが妥当と思われる。
31	文書管理に関する書類 文書件名簿 1964年1月～12月	非公開	経済活動(50年未満非公開) 2014～2015年公開	機械使用料請求事件の被告(被告・琉球政府)、賃貸料請求原告側の個人名、仮差し押さえ決定で債権者の個人名(債務者・琉球政府)の記載された文書件名簿。具体的内容記述はなく件名のみあり。当該個人は債権者側であり、公にすることで権利利益を不当に害される期間は、経済活動の行われる範囲内に収まる間とする。従って、当該情報は、個人の秘密としてその保護のために30年以上50年未満のうち、最長期間を適用して、50年未満まで非公開とする。
32	立法に関する書類 法制意見資料 1965年6月	公開		文書の内容は、立法及び規則の審議件数並びに成立件数、告発及び告発の取下げについて、布令・布告・指令等の現行調、政府が当事者となる訴訟について(1966年5月13日現在)、サンマ事件の経緯について、アンガー弁務官に対する説明資料に関する6件で構成されている。 「サンマ事件の経緯について」は、原告(個人)と被告(琉球政府)の主張、判決文あり。サンマは課税対象外なので琉球政府が課税したのは違法であるとして徴収額返還を求めた裁判で、中央巡回裁判所・上訴裁判所とも原告主張を支持した判決関係文書である。当該個人が自らの権利を主張し裁判所がそれを支持した判決で、個人名を公開しても当該個人が被害を被るものとは思われない。従って、個人の秘密に当たらないので、公開するのが妥当と思われる。 「政府が当事者となる訴訟について」では、立法院議員選挙で、選挙無効を訴えた原告の訴えを棄却した裁判であり、選挙という公益性の高い情報であり、個人の秘密に当たる情報ではないため、公開するべきだろう。

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み(当該 部分)	主な類型 (制限年数)	理 由
33	法令及び例規に関する書類 不正競争防止法関係 往1964年 至1966年 1965年9月	非公開	法人の経済活動 (50年未満非公開) 2015年 - 2017年公開	<p>法人の権利を害する件について、薬剤販売行為と泡盛商標登録の主に二つの事例を取り上げる。</p> <p>一つは、抗生物質製剤「クロラムフェニコール」の特許を保有する米国及び独国会社から販売を許諾されたという日本の製薬会社3社が、日本以外の製薬会社の琉球における輸出版売行為は違法と訴え、琉球政府通商産業局長に事実確認を求めた文書。不正競争防止法第2条に抵触するか否かの照会であり、それぞれの会社名、所在地、代表者名が記載されている。法人は社会との関わりで公益性が大きく、その秘密保護は限定的となる。当該情報は疑義照会であり犯罪と言える程特に重大なものではないが、当該法人にとっては重大な秘密と思われるので、50年以上80年未満の経過年数を適用させていい。個人の秘密なら80年未満のうち最長期経過が必要となるが、法人は個人より社会的責任度が高いので公開の経過年数は個人より短くなり、最短期を適用させ50年を経過すれば利用制限を解除するのが妥当であろう。</p> <p>二つ目は、泡盛の商標登録の問題である。九州琉球の物産展が横浜で開催された際、他県の某酒造会社から「琉球泡盛」「琉球特産」という文字で表示された「泡盛」商標での展示販売があった。これを琉球政府東京事務所の係職員が発見し、2月11日付けで東京事務所長から琉球政府通商産業局長あてに「物産展における琉球泡盛の出品について」報告した。琉球政府物産観光課は、前記の「泡盛」が販売されると琉球産「泡盛」の今後の売れ行きに重大な影響を及ぼすことを憂慮し、このような事例を法的に規制する「不正競争防止法」を根拠に、当該県物産斡旋所を通じて某社に展示・販売を中止するよう申し入れた。某社は、当該商標は、正式登録されたので問題ないと回答。同課は、法的及び商道徳的立場からかかる行為は許せないと再度、抗議したところ、同年2月10日、某社は沖縄県の考えを一部受け入れ、展示・販売を差し控え、その後の措置は製造元の理事会で検討すると答えた。同年7月22日付け、琉球政府通商産業局長から東京事務所長あてに当該県産「琉球泡盛」の商標について正式に登録されていることに疑問があり、特許庁も不正競争防止法に抵触する疑いがあるとの見解をもっているとし、琉球産泡盛の輸出振興の上から重大で看過できないので、その後の当該商品が販売されていないかどうか、また理事会の動きについて調べるよう、依頼している。琉球政府通商産業局長は「琉球に商標等の登録機関がなく、登録制度も実施されていないが、不正競争防止法によって琉球地域内に広く知られている他人の商標等は保護されるようになっていく」との米国の弁護士からの助言も得て強気であった。不正競争を防止する根拠としては、「不正競争防止法」第1条の第3号「商品若しくは其の広告に若しくは知り得べき方法をもって、取引上の書類若しくは通信に虚偽の原産地の表示をなし、又はこれを表示したる商品を販売、拡布若しくは輸出して原産地の誤認を生じせむる行為」をあげている。</p> <p>以上、公にした場合、法人としての当該県の某酒造会社の権利が害されるおそれがあるかを考えると、公にされることによって受ける法人の不利益は50年を経過すれば、当該情報は陳腐化し被害を被る期間は充分経過していると考えられ、利用制限は解除されていいと思われる。</p>
34	官紀及び服務に関する書類 雑書 1969年6月～1971年6月	非公開	犯罪歴(80年以上非公開) 2050年以降も非公開、公開年は状況みて判断	<p>文書の内容は、「捜査関係事項照会書、職員の訓告について、懲戒処分について、当直廃止について、宿日直当番制廃止方承認について、復命事項の調査について、勤務時間の割振に関する訓令の一部改正について」からなっている。その中で個人情報に当たるのは、「捜査関係事項照会書、職員の訓告について、懲戒処分について」の3件である。</p> <p>「捜査関係事項照会書」に関しては、那覇地方検察庁検察官検事から琉球政府通産局総務課長あてに、被照会者の氏名・本籍・住所の他に勤務の所属名、</p>

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み（当該 部分）	主な類型 (制限年数)	理 由
				<p>採用年月日、職名等の照会事項あり。これについては、被照会者が公務員である場合、「当該情報がその職務の遂行に係る情報」であるか否かを検討する必要があるが、職務の遂行に係る情報で職員の義務違反により処分を受ける場合は、職務上での処分ではなく、当該職員の身分上の処分として処理される。従って、公務員の個人情報利用制限対象除外規定の適用はされず、「個人に関する情報」規定に該当するものとして適用される。他の行政訴訟のこれまでの判例では、職員の職務上の処分としてではなく、個人の身分上の処分として見なされ、保護される個人情報として捉えられてきた。公開の経過年数について、「捜査関係事項照会書」は個人の特に重大な秘密の範囲に入れた上で、捜査内容の詳細は記載されてなく犯罪そのものとして特定されているわけでもないで80年以上の最短期の80年経過すれば公開でいいと考える。</p> <p>「職員の訓告について」に関しては、行政上の秩序罰に相当し刑罰ではないが、職員の職務上の義務違反で罰されたものであるが、職員の職務上の処分としてではなく個人の身分上の処分として捉える考え方に従い、個人の特に重大な秘密とし、80年以上の非公開とする。</p> <p>また、懲戒処分についての情報も、当該情報について当該職員の身分上の問題として捉え、当該情報等を公開する法令等の規定がない限り、非公開となる。公務員法違反行為に対する行政処分は行政罰として犯罪歴の類型に相当し、個人の特に重大な秘密として80年以上の非公開とする。</p>
35	<p>研修に関する書類</p> <p>日本政府対琉球技術 援助関係 1971年1月</p> <p>1969年6月</p>	非公開	健康状態 (50年未満非 公開) 2020年 公開	<p>日本政府の琉球政府への技術援助に関する文書で、琉球政府職員や学校教員対象の中小企業技術指導員養成(繊維コース)、中小企業診断士(修了者に資格授与)、気象業務等の研修生派遣決裁文書に研修予定者の履歴書、診断書(胸部X線異常なしのもの)が添付されている。他に、日本政府沖縄事務所長から専門家派遣等の通知文書等もあり、それらには派遣職員の氏名、指導科目、派遣期間が記載され当該職員の履歴書が添付されている。</p> <p>診断書は、いずれも健康に「異常なし」とした保健所医師の診断したもので、個人の秘密情報としては重大なものではなく30年以上50年未満の最長期の50年未満の利用制限で留まるものとする。履歴書についても同様である。</p>
36	<p>児童福祉に関する書類</p> <p>児童票 保育所</p> <p>1967年6月</p>	非公開	家族、疾病、保 護(80年未満 非公開) 2048年公開	<p>児童の氏名、胎生届(母の疾病、外傷)、出生届(父・母の年齢、健康状態)、分娩(早産、安産、難産)、栄養法(授乳方法、離乳方法)、既往症(種痘、麻疹、百日咳等)のほか、児童・父母の職業、教育程度、既往症、生活保護の有無、家族の月収、入園理由等家族の構成、病歴、経済状態等が記された書類で、全体が個人情報文書となっている。当該情報は、家族、疾病、保護又は扶助の類型情報に当たり、個人の重大な秘密である。従って、50年以上80年未満のうち最長期の80年未満を適用する。</p>
37	<p>社会福祉事業に関する書類</p> <p>保育所入退所書類 1961年12月以降</p> <p>1961年12月</p>	非公開	家族、疾病、保 護(80年未満、 非公開) 2042 年公開	<p>申請者が児童福祉法による保育所・幼稚園への入所措置を琉球政府行政主席あてに申請した文書で、入所希望する児童の氏名、本籍、家族の氏名、職業、心身の状況、入所希望理由、入所希望施設名が記載されている。別紙の「保育所入所費用負担能力調査書」に入所希望する児童の家族全員の氏名、心身の状況等の他、収入認定、支出認定額(各人の生活費、住宅・教育費)、疾病・災害、事情による支出額、負担額の決定(琉球政府と自己の負担額)、福祉事務所の意見が記載されている。児童の家族構成、家族の心身の健康状態、収入、生活状況を詳しく記した情報で全体を占める。家族、及びその疾病情報は、個人の重大な秘密である。</p> <p>従って、当該情報は50年以上80年未満のうち最長期の80年未満まで非公開とする。</p>

No.	シリーズ 資料タイトル、サブタイトル 作成・取得年月	判定の試 み（当該 部分）	主な類型 （制限年数）	理 由
38	研修に関する書類 日本政府対琉球技術 援助関係 1967年度 1970年6月	非公開	犯罪歴（80年 以上非公開）2 051年以降、公 開年検討	<p>琉球政府職員の研修に関する文書で、昭和42年度（1967年度）日本政府負担による研修生として候補に上げられている職員が、1967年2月23日立法院における教公二法案阻止による公務執行妨害罪で公訴提起されているため、行政主席あて伺いが出され、公判の開廷に支障があるとの理由で派遣取りやめとなったもの。当該情報は、その職務の遂行に係わる情報ではなく、公務以外のことで公訴提起されたものであり、個人の特に重大な秘密に当たるものと考えられる。従って、80年以上の非公開となる。</p> <p>ただし、期限のないまま永久に非公開とするのではないが、公開して広く一般に知る権利を与える公益性と個人の秘密保護のバランスを考慮し、文書作成から100年以降にもなれば、当該者の死亡、その子孫の現役引退の時期となり、個人の秘密を保護すべき一定期間は経過したものと判断していいと考えるが、公開するかは当該関係者及びその周辺状況をみて検討する。</p>
39	外資導入に関する書類 外資導入免許関係書類 1959年6月 - 1961 年6月	一部非公 開	国籍（公開）、 学歴（50年未 満非公開）201 0年 - 2012年公 開	<p>高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」の規定等による外資導入免許に関する申請への答申、民政官あての報告及び外資導入免許証の交付の決裁文書で、申請書に申請者氏名、国籍、申請内容の記録あり。琉球政府行政主席による外資導入免許許可書には許可する事業当事者の氏名と国籍がある他、事業名、投資額及び許可条件が記録されている。なお、履歴書及び出入国検査の記録が添付されている。</p> <p>学歴に関する個人情報は30年以上50年未満のうち、最長期の50年未満を適用する。</p> <p>国籍情報は外資導入の状況を知る上では必要な情報であり、公にすることによって外国人の免許申請者が国籍を理由に権利利益を不当に害されたという明らかな事実はなかった当時の状況に鑑み、30年経過で公開とする。</p>

資料

「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」(平成18年7月24日、沖縄県条例第41号)(抜粋)

(公文書等の利用)

第11条 公文書館において保存する公文書等は、利用に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により利用に供することが適当でないものとして規則で定める公文書等については、この限りでない。

「沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則」(平成18年7月24日、沖縄県規則第66号)(抜粋)

(利用に供しない公文書等)

第4条 条例第11条ただし書の規則で定める公文書等は、次に掲げるものとする。

(1) 公文書等(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものに限る。)で次に掲げる情報が記録されていると認められるもの

ア 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又は警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

イ 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生

活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(2) 寄贈又は寄託を受けた公文書等で、当該公文書等の寄贈者又は寄託者と一般の利用に供しない旨の特約があるもの

(3) 公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本を損傷し、若しくは汚損するおそれがあるもの又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合(公文書館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。)における当該公文書等

(4) 公文書等(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものを除く。)で次に掲げるもの

ア 第1号アに掲げる情報が記録されていると認められる公文書等で、別表左欄に掲げる情報の区分に応じ、当該情報が記録されていると認められるものを同表右欄に掲げる経過年数の範囲内で一般の利用に供しないことにつき合理的な理由があると認められるもの

イ 第1号イに掲げる情報が記録されていると認められる公文書等で、当該情報が次に掲げるものであると認められるもの

(ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれがあるもの

(イ) 営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項に規定する営業秘密をいう。)であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれがあるもの(当該情報が記録されている公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して80年を経過していないものに限る。)

ウ 第1号ウに掲げる情報が記録されていると認められる公文書等で、次に掲げるおそれが明白にあると認められるもの

(ア) 犯罪の予防、犯罪の捜査が不当に害されるおそれ

(イ) その他の公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれ

別表(第4条関係)

一般の利用に供しない公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の類型の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 学歴又は職歴 (2) 財産、所得又は経済活動 (3) 採用、選考又は任免 (4) 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 国籍、人種又は民族 (2) 家族、親族又は婚姻 (3) 信仰、信教又は思想 (4) 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 (5) 保護又は扶助の措置	50年以上 80年未満

個人の特に重大な秘密であつて、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 門地 (2) 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 (3) 犯罪歴又は補導歴 (4) 事件又は人権侵害の被害	80年以上
<p>備考1 該当する可能性のある情報の種類の例とは、この表の左欄に規定する「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の種類を例示したものであって、公文書等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>2 経過年数とは、当該情報が記録されている公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。</p> <p>3 その他第4条第4号アに掲げる公文書等に係るこの表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。</p>		

参考資料・文献

- ・『アーカイブズ』15号、16号、23号（独立行政法人国立公文書館、平成16年6月・7月・平成18年3月）
- ・三宅弘「公文書館における個人情報・法人情報の扱い」（独立行政法人国立公文書館「公文書館専門職員養成課程」の科目「資料情報サービス（情報公開法）」2006年11月）
- ・『情報公開事務の手引き』（沖縄県、平成13年12月）
- ・『個人情報保護事務の手引き』（沖縄県、平成7年10月）